

名古屋市告示第530号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年11月 7日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
広田接骨院	名古屋市西区江向町 1丁目18番地	令和 6年 6月 1日
廣田 嶺生		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課